6　その他
⑴　入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金
①　入札保証金　免除。
②　契約保証金　納付。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
⑶　工事費内訳書の提出　第１回の入札に際し、第１回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を、電子入札システムにより提出すること。紙入札の場合は、入札書とともに工事費内訳書を提出すること。なお、詳細は入札説明書による。
工事費内訳書の様式は任意であるが、少なくとも数量、単価、金額等を明らかにすること。
なお、入札の際に工事内訳書が未提出又は提出された工事費内訳書が未記入である等不備がある場合は、当該工事費内訳書の提出業者の入札を無効とすることがある。
また、提出された工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、技術提案書等に虚偽の記載をした者の入札又は入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
⑸　配置予定監理技術者の確認　落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。
なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の他は、配置予定監理技術者等の変更は認められない。
⑹　契約書作成の要否　要。
⑺　関連情報を入手するための照会窓口　上記５⑴に同じ。
⑻　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑶に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記３⑵により技術提案書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けなければならない。
⑼　施工体制確認のための資料の提出要請及びヒアリング　施工体制確認のため、追加資料の提出を求め、ヒアリングを実施することがある。
⑽　本案件は、技術提案書等の提出及び入札を電子入札システムで行うものであり、詳細については、入札説明書及び電子入札システム運用基準（平成16年７月林野庁）による。
⑾　詳細は入札説明書による。
⑿　本工事は、「共通仮設費のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施に当たって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、森林整備保全事業設計積算要領に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。
営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費（宿泊費、借上費については、労務者確保に係るものに限る。）
労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

7　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Satoshi Kasuga, Director General of Miyagihokubu District Forest Office
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Embankment construction work in Kesennumashi, Miyagi prefecture
⑷　Time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 PM, 20 June 2016
⑸　Time limit for the submission of tender For electronic or postal submission : 4 : 00 PM, 14 July 2016 For submission by hand : 10 : 00 AM, 15 July 2016
⑹　Contact point for tender documentation : Disbursements Section, Accounting Division, Miyagihokubu District Forest Office, 5―32 Hurukawahigasimachi Osaki City Miyagi prefecture 989―6166 Japan. TEL 0229―22―2074

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成28年５月９日
経理責任者　独立行政法人国立病院機構
石川病院長　本家　一也
◎調達機関番号　597　◎所在地番号　17
○第 06403 号（№06403）
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　独立行政法人国立病院機構石川病院　病棟等建替整備工事（建築）
⑶　工事場所　石川県加賀市手塚町サ150番地　独立行政法人国立病院機構石川病院内
⑷　工事内容　本工事は病棟等建替整備工事を行うものである。病棟等新築工事（鉄筋コンクリート造地上４階、鉄筋コンクリート造地上１階）建築面積約4,200㎡、延床面積約7,300㎡、既存改修延床面積約40㎡、（既存建物解体延床面積約3,700㎡）。
なお、当該工事は建築工事であり、関連する電気設備工事、及び機械設備工事については別途発注される予定である。
⑸　工期　約12ヶ月以内（最終完成工期は平成29年度予定）
※本工事の着手日については、落札者が選択（工事着手日選択可能期間は落札後、90日以内）出来ることとします。
但し、電気及び機械設備受注者と工事着手日について協議するものとします。
⑹　使用する主要な資機材　コンクリート約6,600㎥、鉄筋約800ｔ、板ガラス約1,100㎡
2　競争参加資格
⑴　独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下、契約細則という。）第５条及び第６条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同５条中の「特別の理由がある場合」に該当する。
⑵　厚生労働省から東海北陸地域における「建築一式工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをした者については、手続開始の決定後、東海北陸地域の一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
⑶　厚生労働省から東海北陸地域における「建築一式工事」に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（以下「客観点数」という。）が1,250点以上であること。また、⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に客観点数が1,250点以上であること。
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者（⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑸　平成18年度以降に元請けとして完成引渡しが完了した次に揚げる工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。また、施工実績は施工中のものを除く。）
・ＲＣ造、ＳＲＣ造又はＳ造地上２階建て以上、延床面積4,800㎡以上の病院の新築又は増築
⑹　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に当機構の理事長又は経理責任者から指名停止を受けていないこと。
⑺　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑻　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
①　一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有する者であること。
②　平成18年度以降に、⑸に掲げる完成・引渡しが完了した工事の経験を有する者であること。
③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証を有する者であること。
⑼　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、厚生労働省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。